

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 52 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、52 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 31 日

年金記録を確認したところ、A 社から B 社へ出向した直後に、出向元である A 社から支給された賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。

賞与金計算書をみると、出向元の A 社からの支給であることが確認できるので、当該賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法の規定により、保険料徴収の対象となる賞与とは、支給日に被保険者である者に支給されるものである旨定められているところ、申立人から提出された賞与金計算書により、申立人は、平成 16 年 6 月 10 日に、A 社から 52 万 5,000 円の賞与を支給され、その金額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、オンライン記録において、申立人は同年 6 月 1 日に同社における被保険者資格を喪失しており、賞与の支給日においては出向先である B 社における被保険者記録が確認でき、当該支給日において、申立人は A 社の被保険者ではなかったことが確認できる。

しかしながら、A 社は、申立てに係る賞与は、平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの勤務期間を対象とするものであり、当該賞与を同社の退職日（同年 5 月 31 日）に支給する意図で、その金額に相当する厚生年金保険料を控除しながら、事業所内の事務手続について、他の社員の賞与と同様の取

り扱いをしたため、申立てに係る賞与については、本来同年5月31日を支給日とすべきところ、誤って、当該賞与に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」の支給日を、資格喪失後の同年6月10日としてしまったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立てに係る賞与について、A社における被保険者期間である平成16年5月31日に、同社から支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与金計算書の支給額及び厚生年金保険料控除額から52万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、事業主は、適切な支給日での届出をしていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月1日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和62年7月1日から平成元年3月31日までの期間のうち、昭和62年7月1日から同年9月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和62年7月1日付けでA社に採用されたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録(写)及び回答書から、申立人が昭和62年7月1日付けで臨時雇用の社員として採用され、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、臨時雇用であっても、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の欠落については、当時の社会保険事務担当者の事務処理の誤りであり、厚生年金保険料も申立人の給与から控除していたはずである旨の回答が得られた。

さらに、申立人以外に、昭和62年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した9人についてオンライン記録を調査したところ、全員について、前職における資格喪失日とA社における資格取得日が一致しており、被

保険者資格を取得する際に期間の欠落は存在しなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における申立人の昭和 62 年 9 月の被保険者資格取得時の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の社会保険事務担当者が厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日の記載を誤った旨を認めていることから、事業主は昭和 62 年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B研究所における資格取得日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から同年6月1日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B研究所に勤務している期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが判明した。  
平成8年4月1日から現在においても継続して勤務しており、在籍証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍証明書を確認すると、平成8年4月1日以降、継続して同社に勤務していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、同社から提出された在籍証明書（申立人の提出資料と同一）どおりに、継続して同社の正社員として在籍している旨の回答が得られた上、同社の社会保険担当者から、継続して勤務しているので、申立期間中の厚生年金保険料を控除していたと思う旨の証言が得られた。

さらに、A社に係る雇用保険の被保険者記録において、平成8年4月1日以降、継続して申立人が加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B研究所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライ

ン記録における平成8年6月の資格取得時の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出について、誤った資格取得日を記載して社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、平成5年3月末に退職した後、国民健康保険及び国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場B支所において、国民健康保険料と同時に納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、6年12月6日に申立人に対し、過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、少なくとも申立期間の一部については保険料が未納であったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しているものの、過年度納付書が届いたことについては認めており、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親及び妹についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月まで  
② 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 61 年 6 月から平成 2 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 3 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。

私が 20 歳になった時に、私の母が国民年金の加入手続を行い、A 銀行 B 支店（当時）で両申立期間の保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、平成 3 年 4 月 11 日以降であると考えられる上、両申立期間について、申立人は学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であることから、強制加入被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、両申立期間について、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間当時の居住地を管轄する C 社会保険事務所（当時）において払い出される「\*」となるべきである。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号については、D 社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「\*」であり、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをう

かがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から57年3月まで  
ねんきん特別便が届き、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和45年\*月頃、母がA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和57年4月以降であると推認できることから、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、20歳になった昭和45年\*月頃に、申立人の母がB市区町村において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その場合、B市区町村を管轄するC社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「\*」であるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号はD社会保険事務所(当時)管内の市町村に払い出される「\*」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成2年5月まで  
ねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。加入手続後、30万円くらいを用意して、未納となっていた保険料を一括で納付しており、数年前に市区町村役場と社会保険事務所(当時)に確認した際には、20歳まで遡って納付済みであると言われた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の20歳到達時に加入した1号被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成3年8月頃と推認され、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料のみを一括で納付し、その後の保険料については定期的に納付していたと主張しているところ、A市区町村の「国民年金状況一覧表」によると、平成3年4月から4年3月までの保険料を現年度納付した形跡がなく、事実、オンライン記録により、4年10月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年9月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年9月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和56年4月から58年9月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和54年1月頃にA市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の国民年金保険料については、自分で同市区町村役場又はB銀行C支店で定期的に納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間①直後の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付している日が61年1月10日と確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、全ての期間ではないが、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間①の大半及び申立期間②の国民年金保険料が未納である。

さらに、申立人は、両申立期間の国民年金保険料について、自身が納付期限ごとに、A市区町村役場又はB銀行C支店において納付しており、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、両申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告

書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和50年11月4日以降であると考えられることから、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の父は高齢のため、申立期間当時の保険料の納付状況について聴取することはできず、具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から33年6月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和30年6月1日から33年6月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和30年から勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務地が一緒であったA社の従業員として名前を挙げた同僚一人に照会したところ、当該同僚から、自身と申立人は、昭和30年にA社に入社し、勤務地はB社C工場であった旨の証言が得られたことから判断すると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の資格取得日（昭和33年6月1日）より以前に、申立人が同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、前述の同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない旨の証言が得られた上、前述の被保険者名簿において、当該同僚は申立人と同じ昭和33年6月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚以外に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記の同僚5人のうち4人がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも早い時期に入社したと証言していることから判断すると、申立期間当時、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された事業主の連絡先も不明であるため、当時の状況が確認できない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、申立期間②について、A組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から34年1月2日まで  
② 昭和34年1月2日から36年6月1日まで

私は、両申立期間において、C組合に勤務していたが、その時の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間において、C組合に継続して勤務していた旨主張しているところ、C組合は、昭和34年1月2日に、適用を受ける年金制度が厚生年金保険からA組合へ移行しており、移行時点において厚生年金保険の被保険者資格を有しており、その後も継続してC組合に勤務していた者については、A組合員であった記録が残されていると考えられるものの、申立人の当該記録が確認できない。

また、C組合から、申立人の雇用形態が臨時職員であり、臨時職員は厚生年金保険及びA組合の加入対象としていなかったとの回答が得られている上、申立人が氏名を挙げた同僚のうち、申立人と職務内容が類似していたとされる複数の同僚についても、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、C組合に係る申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間②の健康保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、これら二つの名簿には、欠番も認められない。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により、申立期間②にA組合の掛金をB団体により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料又はA組合の掛金の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、A組合員として申立期間②に係る掛金をB団体により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和 59 年 6 月 29 日である旨の回答を受けた。

しかし、昭和 59 年 6 月 30 日までA社に勤務していたことは間違いなく、当該資格喪失日は同年 7 月 1 日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 53 年 1 月 7 日、離職日が 59 年 6 月 28 日であり、当該記録は、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における記録と符合していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 59 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚一人について、雇用保険の被保険者記録における離職日が、同年 6 月 29 日であったことが確認できるところ、同事業所から、申立期間当時の資料は保管していないが、現在では、退職者の厚生年金保険の取扱いは、退職（離職）日の翌日を資格喪失日として届け出ている旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺

事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。